

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第46号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年10月14日 06時00分ごろ	
発生場所	香川県小豆島町 地蔵埼灯台から真方位166° 2,170m付近 (概位 北緯34° 23.8′ 東経134° 14.5′)	
事故等調査の経過	平成20年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）のほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{シュン} FA 6、1,186トン 8622127 (IMO 番号)、SHANGHAI JINDUO SHIPPING CO.LTD B 貨物船 ^{りつわ} 律和丸、199トン 131720、株式会社菅原ジェネラリスト	
乗組員等に関する情報	A 船長、中華人民共和国発給船長証書（3,000トン以上の船舶） 一等航海士、Chief Mate - Un Restricted Voyage - Below GT-3000 (Jakarta - Indonesian) B 船長、五級海技士（航海） B 甲板員、六級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷外板に凹損及び擦過傷、ハンドレール曲損 B 右舷船首外板に凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか9人が乗り組み、B船は、船長ほか2人が乗り組み、両船ともに備讃瀬戸東航路を通過し、地蔵埼南方沖を東進中、平成20年10月14日06時00分ごろ、A船の左舷外板とB船の右舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2m/s、視程 約4海里 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西流約1.0～2.0ノット、波高 0m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、備讃瀬戸東航路を通過し、定針した際、左舷後方に位置するB船に対する適切な見張りを行わず、B船の接近に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、右舷船首方にA船を認めた際、適切な操船を行わず、衝突を避けるための動作をとる時機が遅れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、地蔵埼南方沖においてA船及びB船が東進中、A船が定針した際、B船に対する適切な見張りを行わず、また、B船が右舷船首方にA船を認めた際、適切な操船を行わなかったため、衝突を避けるための動作	

	をとる時機が遅れて両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
--	--